

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
物価高騰への対策について	(1) 物価の状況に応じた適切な財政措置 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。 また、現在の物価高騰による自治体への影響が令和9年度においても継続する場合には、市有施設の光熱費や建設物価、システム関係経費をはじめとする各種工事・サービス・委託管理等、行政コストの高騰分について財政措置すること。 (2) 公的価格算定における物価高騰の適切な反映 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において、物価高騰を適切に反映すること。 【現状・課題】 令和8年3月の市内消費者物価指数は、前年同月比1.6%の上昇となっており、依然として上昇の傾向である。 特に、食料の4.0%など、日常生活に欠かすことができない費目において、物価の高騰が継続している。 市への影響の具体例を示すと、まず、医療については、市立病院は国が定める公定価格である診療報酬を基本として経営を行っていることから、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であり、令和8年度の診療報酬改定率(+3.09%)は物価・賃金の上昇が一部反映されているものの、依然として危機的な経営を余儀なくされている。地域医療の崩壊を防ぐためにも、診療報酬の更なる改定が行われるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などによる緊急支援を行うことが必要である。 また、介護人材については、令和8年に1,700人、令和22年に4,200人不足する見込みである。令和8年度に介護報酬の期中改定が予定されているものの、全国的に介護職員の賃金は全産業平均よりも依然として低い状況であり、今後ますます人材不足が深刻化することから、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬の設定などの対策を講じる必要がある。 さらに、保育士の平均年収は、賃金構造基本統計調査によると依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況であるが、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、人件費上昇への対応も含め、国が公定価格により適切に措置すべきである。
復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について	(1) 災害救助法に基づく救助の範囲拡大と確実な財源の確保 災害救助法に基づく救助の範囲を拡大(住家被害認定調査・罹災証明書交付事務等)するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。 (2) 応急対策職員派遣制度における応援自治体の財政的負担軽減

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
千葉マリンスタジアム再構築に係る支援	応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率増加などにより、財政措置を講じること。 【現状・課題】 令和6年能登半島地震、奥能登豪雨では、災害対応業務を行う職員が被災自治体の職員だけでは不足したため、応急対策職員派遣制度に基づき、本市から被災地へ職員を派遣し、罹災証明書受付・交付事務、住家被害認定調査等を行った。 大規模災害が発生すると、罹災証明関係事務をはじめとする膨大な量の災害対応業務が生じ、被災自治体の職員だけでは圧倒的に人員が不足することから、不足を補うため、応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣を行う。災害救助法においては、応援自治体が支援に要した費用は被災自治体に求償が可能（法第20条）であるとともに、救助に要した経費については、国庫負担金交付、特別交付税措置により、被災自治体の負担額は、最大で1割程度、災害救助費が一定の額を超えた場合には実質ゼロとなる。 一方、災害救助法に基づく救助の対象とならない事務を応援により行った場合の経費は、特別交付税が最大8割措置されるものの、残り2割については応援派遣を実施した自治体が被災自治体の財政負担に配慮し、求償せずに負担するケースもある。 罹災証明書は、災害救助法に定める救助はもとより、いまや行政による各種被災者支援施策の適用の判断材料として広く活用されており、被災者の生活再建の礎となるものである。 また、住家被害認定調査は、罹災証明書交付の前提となる調査であるとともに、救助法に定める救助項目の一つである「応急仮設住宅の供与」に必要な仮設住宅の数量の判断材料であることから、調査の遅れは、やはり被災者の生活再建の遅れに直結する。生活再建の遅れは、避難生活の長期化を招き、災害関連死に繋がる可能性があることから、上記の業務は、発災後、速やかに実施する必要がある。 以上のことから、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務等を災害救助法に定める救助の対象に含める必要がある。 また、このたびの能登半島地震においては、他の自治体において応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣により、住家被害認定調査及び罹災証明書交付事務以外にも、物資集積場所の運用、物資輸送、公費解体の窓口業務など、救助法に基づく救助の対象とならない業務を数多く対応した実績があることから、派遣元自治体が財政的な不安なく災害対応業務に従事できるよう、派遣元自治体の財政的負担を軽減することが必要である。 (1) 新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施 スタジアム・アリーナ整備に活用可能な既存交付金の拡充と十分な財源措

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
措置について	置を講じること。 (2) スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充 スタジアム・アリーナ整備支援制度の拡充とスポーツ産業成長に向けた新たな支援策を創設すること。 【現状・課題】 現在の千葉マリスタジアムは、プロ野球球団の本拠地としての役割に加え、国内を代表する都市型音楽フェスティバルの開催地として年間 200 万人を超える国内外の来訪者を迎えている。我が国のスポーツ・文化産業を支える象徴的施設として、市民の誇りとなるとともに、本市の魅力向上や賑わい創出、経済・文化面での発展に大きく寄与してきた。 一方で、供用開始から 35 年が経過し、老朽化や機能面の更新が課題となっている。この課題の解消とさらなる魅力向上を図るため、本市は幕張メッセ駐車場において「まちとつながるエンターテインメントスタジアム」をコンセプトに、多様な価値や体験を提供する新たなスタジアムの再構築を目指す方針を表明した。 新スタジアムは、市民利用が可能な公共施設としての「ベース機能」（野球場、イベント機能、防災機能等）に加え、民間事業者の投資による「拡張機能」（商業、エンターテインメント、滞在機能等）を備え、365 日楽しめる「まちの社交場」となる施設として構想している。 整備にあたっては、千葉ロッテマリーンズをはじめとする民間事業者のノウハウを活用し、公的資金と民間資金を組み合わせた官民連携方式による事業化を目指している。 さらに、本市は脱炭素先行地域に選定されており、新スタジアム建設候補地である現幕張メッセ駐車場用地は「グリーン・M I C E エリア」と位置付けられている。世界に共感され選ばれるグリーン M I C E の実現を通じて、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ることとしている。 本事業は、「都市機能誘導区域での整備」「防災機能の強化」「ウォーカブルなまちづくりへの寄与」など、まちづくり政策と密接に連動しており、地域の賑わい創出やホームタウンとしての特色発揮に不可欠な事業である。これらを脱炭素化と両立させながら進める先駆的な取組であることから、財政支援措置について特段の配慮をお願いしたい。 また、本事業は「するスポーツ」と「みるスポーツ」を両立させる場を提供するとともに、全国的なスポーツ・文化産業の発展にも寄与するものである。プロスポーツのエンターテインメント、デジタル配信、物販など、多様な関連産業を生み出す「コンテンツ産業」としての側面も有していることから、既存の財政支援措置に加え、内閣府、文部科学省、スポーツ庁、経済産業省などによる多角的な支援を求めるものである。

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
学校給食費、多子世帯の保育料、こども医療費に係る国の支援等について	(1) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施 小学校では国の基準額に不足が生じており、中学校等では実施時期や方法等について未定のため、小・中ともに国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国で公平に無償化を実現すること。 また、完全無償化が実現するまでの間、抜本的負担軽減制度においては、食材料費の高騰などの状況を踏まえ柔軟に基準額を改定すること。 (2) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充 国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図ること。 (3) こども医療費助成制度の創設 我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを図るため、高校3年生年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すること。 【現状・課題】 本市給食費については、物価高騰が顕著となった令和4年度以降、高騰分を保護者に転嫁することなく、国臨時交付金等により不足額を補うことで対応してきた。 食材料費が高騰する中、品数を減らしたり食材を限定することなく、今までどおり栄養価を満たし、質・量ともに十分な給食を維持するため、令和8年度、学校給食費の引上げの改定を行った。保護者負担については、小学校は、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」により交付される財源を活用し、大幅に軽減した上で、重点支援交付金が交付される令和8年度については、臨時措置として、学校給食費改定後の額と国からの財源との差額は、同交付金を充当し保護者負担を求めないこととするほか、中学校においては、保護者負担額がこれまでと変わらないよう、食材料費の高騰分を同交付金により負担した。 小学校について、国の基準額では不足が生じており、本市が求めてきた「国の十分な財政措置により、学校給食費の無償化を実施すること」は実現されていない。また、中学校等の無償化については、実施時期、方法等について一切未定である。 国制度を補うため、令和7年9月より、所得や年齢、同時入所の条件を市独自に撤廃し、保育料の第2子半額、第3子以降無償を実施している。また、本市以外においても、条件を撤廃したうえで保育料の第2子以降無償化等を実施する自治体があり、居住地の違いによって、負担する保育料に大きな差が生じている状況である。本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることはあってはならないことから、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図る必要がある。 こども医療費については、入・通院の助成対象を高校3年生年齢まで、第3

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
地方交付税等における算定方法の見直しについて	子以降の保護者負担額を無償化としており、県内市町村等の動向も踏まえて段階的に拡充を行っている。県の補助基準は、入院が中学３年生まで、通院が小学３年生までであり、市の制度拡充に伴い、市の負担が増加している。 こども医療費については、年々増加傾向にある。 令和５年度 決算 ３,１３５ 百万円 市負担 ２,６３４ 百万円 令和６年度 決算 ３,６０９ 百万円 市負担 ３,０４８ 百万円 令和７年度 決算（見込） ３,８６７ 百万円 市負担 ３,３９４ 百万円 高校３年生年齢以下の入・通院を一律無料とした場合は、さらに３億４千万円以上の市負担増加が見込まれる。 （１）地方債資金 地方債資金のうち、地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ、その取扱いを見直し、指定都市にも配分の拡大を図ること。 （２）物価高騰 物価高騰の影響に伴う市有施設の光熱費や委託料などの行政コストの高騰分について、適切に普通交付税（基準財政需要額）の算定に反映させるよう、算定方法を見直すこと。 （３）臨時財政対策債 地方財源不足の解消は、地方交付税の法定利率引上げなどにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。 （４）特別交付税 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。 【現状・課題】 地方債資金のうち、長期かつ安定的な資金を供給する公的資金の役割は、今後の財政運営を図る上で一層重要になってくるものと考えているが、現在の地方債同意等基準運用要綱の取扱いでは、公的資金については指定都市を除く市町村に優先的に配分すると規定されているため、指定都市が活用できる余地は実態としては少ない状況にある。 本市においては、従前より主に公営企業に係る事業に対して公的資金の配分を要望しているが、特に地方公共団体金融機構資金に関しては、要望額に対して１／４程度の配分に留まっており、当該資金の活用が限定的となっている。 公営企業にとっては、将来の負担を見通せることが安定経営を図る上で重要であり、それにはキャッシュフローの安定化を図る必要がある。そのため、長期・低利・固定の借入れが期待できる公的資金の更なる活用が不可欠となる。

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
バス路線の維持確保に係る支援について	また、金利上昇局面においては、新発債による金利負担の低減を図ることはもちろん、借換えに伴う金利変動リスクへの対処も必要となり、長期固定による借入れはヘッジとして有効な手段の一つになると考える。 今後の本市においては、公的資金による長期固定金利の活用が今よりも可能となれば、財政の持続可能性に寄与するもとの考え、それが基盤となり、地域の実情に応じた行政サービスの安定的な提供に資するものとするため、その取扱いを見直し、指定都市にも地方公共団体金融機構資金の配分の拡大を図る必要がある。 令和7年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰のほか、ごみ収集、学校給食など行政サービス等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に前年度から300億円増額の1,000億円が計上され、令和8年度には、同経費に加え、道路や河川等の維持補修費、改修等に係る投資的経費など、様々な分野における自治体のコスト増にきめ細かに対応するため、5,850億円増額し、6,850億円計上されたところである。 これに基づき普通交付税の算定においても、光熱費及び委託料の増加分として包括算定経費などの単位費用に反映されたが、本市の実態と照らし合わせると、これら経費については普通交付税措置を上回る財政負担を余儀なくされている。 市民生活に密接に関わる行政サービスを安定的かつ継続的に提供するため、物価高騰の影響については、適切に地方財政計画へ反映するとともに、普通交付税の算定においても、自治体の実際の財政需要を踏まえた適切な算定とするよう算定方法の見直しが必要である。 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。 令和8年度地方財政計画において、臨時財政対策債については令和7年度に引き続き、新規発行がゼロになったとはいえ、廃止に至ったわけではなく、今後も社会経済情勢の変化等に伴い財源不足が生じうる状況を踏まえれば、速やかな廃止が必要である。 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。 本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である。 （１）運転手の確保・育成に対する支援強化や、交通ＤＸの取組推進 路線維持のために必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や、車両の

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について	安全設備や労務システム整備等に対する財政的支援の拡充などの経営力強化に資する交通DXを推進すること。 (2) 事業者の経営に対する財政支援の拡充 路線バス事業者の運行経費への支援のほか、男女別トイレや休憩室など運転手の労働環境整備や回転場などの施設整備費の補助要件の緩和、また、施設整備に係る借地料なども支援対象に拡充すること。 【現状・課題】 本市の路線バス運転手の約5割が55歳以上で今後一斉に退職時期を迎えるため、運転手の確保のための、大型2種免許取得支援に取り組んできた。 また近年は、運転手採用に係る広告費や紹介料にも支援を拡大しているが、十分な運転手の確保には至っていない。 燃料価格高騰への支援や、国の補助要件に合致しない生活路線を対象に運行欠損額の補助も実施しているほか、路線廃止により市民生活に大きな支障が生じる地域にはコミュニティバスやデマンド型交通を導入しているため、市の財政負担が大きい。 車両や営業所など運行に必要な既存のインフラ維持の財政負担が大きく、効率的な運行のために必要となる車庫や回転場などの新設は事業者にとって難しい状況にある。 持続可能な地域公共交通の維持確保のためには、将来を見据え、データに基づく議論が必要であるが、輸送収入や運転手数などの経営に関する情報や、運行便数などのバス情報は事業者から国に直接報告する制度であるとともに、紙面やPDFデータのためデジタル化や統一形式の採用など自治体がデータ活用しやすい環境整備が必要である。 経営力強化や利便性の向上につながる交通DX推進のため、事業者向けの研修会を開催し、理解向上や技術的支援に努めているほか、将来を見据え自動運転バスの社会実装を視野に入れた実証実験の取組も進めている。 複数市町村をまたいで運行するバス事業においては、運転手の確保育成や事業者の経営に対する支援は自治体単独では限界があり、広域的な観点での取組や支援が求められる。 (1) 観光・産業の発展に寄与する、羽田空港アクセス線と連携したJ R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援 異なる事業者間における運賃収受方法・収益配分や線路容量、費用負担等の制度的課題があることから、事業者だけでは解決困難である。課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要であり、国は主導的な役割を果たすこと。

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
国土強靱化のための インフラ施設の老朽 化・地震対策への財政 支援	【現状・課題】 平成 26 年 5 月、本市は、沿線自治体で構成する「ＪＲ京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めた。平成 27 年に同会が実施した調査においては、相互直通運転が実現した場合、利用者総便益が約 52 百万円／日増加すると推計される。 相互直通運転については、千葉県内自治体で構成する「千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟」において国土交通省およびＪＲ東日本に、また、千葉県・千葉市および幕張新都心まちづくり協議会の三者にてＪＲ東日本および東京臨海高速鉄道に対し、要望活動を継続している。 本件の実現には、異なる事業者間における運賃収受方法・収益配分の整理、京葉線の線路容量不足、必要な設備投資および運営収支変動への費用負担の整理、アクセス線との運行調整などの課題がある。羽田空港アクセス線整備が進展する現段階で制度設計を行わなければ、将来的な改修コスト増大やネットワーク効果の発現遅延が懸念される。 このような状況の中、課題解決に向け、鉄道事業者のみならず、国、東京都及び千葉県など幅広い関係者による前向きな協議調整が必要である。協議調整にあたっては、国に主導的な役割を果たしてもらいたい。 (1) インフラ施設の老朽化、地震対策への財政支援 国土強靱化実施中期計画に基づくインフラ施設の点検・調査、改築・更新等にかかる必要な財源に加え、「推進が特に必要となる施策」以外のインフラ施設の老朽化、地震対策についても必要な予算・財源を確保すること。 (2) 部分改築に対する交付金の恒久制度化と補助対象管路の拡充 全国特別重点調査対象管路を対象とした部分改築の交付金制度を恒久化するとともに、告示別表における補助対象管路の拡充を行うこと。 (3) 中大口径下水道管路の調査困難箇所での新技術活用に対する支援 従来手法による点検・調査が困難である中大口径下水道管路への新技術活用に対する支援をすること。 【現状・課題】 下水道施設の老朽化対策においては、目標耐用年数を超過し一定の故障リスクを許容しながら計画的に改築を進めている。令和 7 年度補正予算は老朽化対策でゼロ査定となり、通常予算においても同様の傾向となった場合に持続可能な下水道システムの構築が困難となることから、下水道施設の老朽化対策に係る必要な財源を確保すること。 また、道路施設（橋梁等）については、事後保全型の取り組みを進めながら、国が定める「インフラ長寿命化計画（行動計画）」にて必要性が示されている予防保全型メンテナンスに対しても並行して実施しているが、特に予防保全に対する補助金の配分が年々厳しい状況であること、地震対策においては、橋梁

要 望 項 目	要 望 の 趣 旨
	の耐震補強による鉄道施設への2次被害防止の取り組みや緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ経路の無電柱化整備を継続して実施していることから、これらに必要な財源を確保すること。 さらに、水道施設では重要施設への供給を優先する上下水道耐震化計画を策定したが、令和8年度予算で大幅な内示減が行われた。現行の予算措置では早期の機能確保が困難になることから、耐震化に必要な財源を確保するために、予算措置のほか下水道事業並みの補助率の拡充を行う制度改正を要望する。 中大口径管路の改築需要は今後急増し、効率的に老朽化対策を実施していかなければならない。また、本市においては告示別表によりストックマネジメント支援制度で対象となる補助対象管路が限定的であり、単独費により改築事業を進めている状況であることから、部分改築の恒久制度化と告示別表の補助対象管路の拡充をすること。 中大口径管路の調査困難箇所は老朽化の進行により今後ますます増加する見込みであり、点検・調査に対する新技術の活用は必須であることから、技術活用が容易となるよう既存制度の要件緩和ならびに、民間事業者への技術普及が促進されるように補助制度の創設や活用しやすい制度設計の支援を要望する。